

## 5. 身体状況が低下した方のために

### (1) 理髪サービス

家庭において理髪することが困難な方に対し、理容師を3か月に1回派遣し、理髪サービスを行うことにより、介護者の負担軽減を図るサービスです。

対象者	市内在住で非課税世帯に属する、次のいずれかに該当する方 ・65歳以上の寝たきりの状態にある方 ・重度心身障がい者
費用	理髪サービスにかかる費用は無料 ※ただし、消耗品・水道料・電気代は介護者の負担となります。
窓口	介護福祉課(伊奈庁舎 ☎0297-58-2111)

### (2) 家族介護用品助成(紙オムツ等の購入費用の助成)

紙おむつや尿取りパットなどを購入するための費用を助成し、介護者の負担軽減を図るサービスです。

対象者	市内在住の市民税非課税世帯に属する次のいずれかに該当する方を在宅で介護している家族 ①要介護4.5と認定された介護用品を常時必要とする在宅の65歳以上の方 ②要支援又は要介護認定を受けた介護用品を常時必要とする40歳以上の方で、次のいずれかに該当する方 ア) 主治医意見書又は認定調査票における障害高齢者の日常生活自立度がB1以上の方 イ) 主治医意見書又は認定調査票における認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の方 ウ) 身体障害者手帳2級以上を所持し、主治医意見書又は認定調査票で排尿や排便の介助を要するとされる方
助成額	①1,250円の助成券を年間24枚を限度に交付(年額30,000円を限度) ②1,250円の助成券を年間12枚を限度に交付(年額15,000円を限度)
利用方法	料金支払い時に、助成券を提示してください。
その他	毎年4月1日から新年度の助成券に切り替わるため、年度ごとに申請が必要です。
窓口	介護福祉課(伊奈庁舎 ☎0297-58-2111)

### (3) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

寝具の洗濯・乾燥・消毒を行うサービスです。

対象者	市内在住で、次のいずれかに該当する方 ・75歳以上のひとり暮らしの方又は75歳以上の方のみの世帯に属する方 ・65歳以上の寝たきりの方
費用	無料
実施回数	年1回
対象寝具	普段使用している、掛布団・敷布団・毛布(各1枚)
その他	令和8年度の利用を希望の方は、7月15日(水)までに利用申請が必要です。
窓口	介護福祉課(伊奈庁舎 ☎0297-58-2111)

### (4) 有料在宅福祉サービス

洗濯・掃除・買い物などのお手伝いをしてくれるボランティア(協力会員)を有料で派遣します。

対象者	市内在住で、おおむね60歳以上の方(利用会員)												
内容	食事の支度、衣類等の洗濯、掃除、買い物、通院同行や外出の付き添い、軽易な身の回りの世話等												
利用時間	午前7時30分から午後6時30分												
費用	<p>【利用料金】 700円/時間 ※利用時間が1時間に満たない場合でも、1時間とみなします。 ※1時間を越えた場合、端数の時間が30分以下の場合は1時間の半額、30分を越える場合は、1時間分とします。</p> <p>【交通費】 協力会員の自宅から利用会員の自宅までの距離に応じた交通費を利用会員が負担します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>往復距離</th> <th>交通費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5km未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>5km以上10km未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>10km以上15km未満</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>15km以上20km未満</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>20km以上</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【実費等】 ・買い物等で協力会員の車を使用する場合、1km当たり40円を利用会員が負担します。 ・材料費等がかかる場合、利用会員が負担します。</p>	往復距離	交通費	5km未満	100円	5km以上10km未満	200円	10km以上15km未満	300円	15km以上20km未満	400円	20km以上	500円
往復距離	交通費												
5km未満	100円												
5km以上10km未満	200円												
10km以上15km未満	300円												
15km以上20km未満	400円												
20km以上	500円												
窓口	社会福祉協議会 (☎0297-57-0205)												

## (5) ごみ出し支援

ごみ出しが困難な方を支援するため、市の職員が直接、自宅までごみの回収に訪問します。

対象者	支援の対象となる世帯は、次の(1)~(3)いずれにも該当する世帯となります。 (1) 市内に住所を有する世帯 (2) 次に掲げる方のみで構成されている世帯(単身世帯を含む。)であって、かつ、自ら家庭系ごみを搬出することが困難であると認められる世帯 ア 介護保険法において要介護2以上に認定された方 イ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方 (3) 適正な家庭系ごみの搬出について他の者の協力を得ることができない環境にあると認められる世帯
費用	無料
収集方法	市の職員が週に1回、自宅を訪問し可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみを収集します。
窓口	生活環境課(谷和原庁舎 ☎0297-58-2111)


## (6) 福祉機器貸し出し(介護用ベッド・車椅子の貸し出し)

介護用ベッドや車椅子を貸し出します。

対象者	市内在住で、介護認定を受けていない在宅療養者及び歩行困難者
費用	無料
福祉機器	・介護用ベッド(マットレスはありません) ・車椅子
備考	機器の運搬は、原則、利用者が行います。
窓口	社会福祉協議会 (☎0297-57-0205)

## (7) 介護マーク

介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくための「介護マーク」を交付します。

対象者	市内在住で、介護中の方（障がい者の介護も含む）	
費用	無料	
利用方法	<p>こんな時にご活用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護していることをさりげなく周囲に知ってもらいたいとき</li> <li>・外出先のトイレで付き添うとき</li> <li>・男性介護者が女性用下着を購入するとき など</li> </ul>	
備考	対象者1人につき、1枚の交付となります。	
配布場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉課</li> <li>・社会福祉協議会（セイワ楽器きらくやまふれあいの丘 すこやか福祉館内）</li> <li>・特別養護老人ホームいなの里（長渡呂新田 840 番地 2）</li> <li>・特別養護老人ホームぬくもり荘（古川 1047）</li> <li>・特別養護老人ホーム雅荘（福岡 1199）</li> </ul>	
窓口	介護福祉課（伊奈庁舎 ☎0297-58-2111）	